

令和7年2月総会議事録

1. 招集通知日 令和7年1月28日
2. 開催日時 令和7年2月25日(月) 午後1時30分から午後2時10分
3. 開催場所 もみじホール2階 会議室2
4. 出席委員 (農業委員11名)
会長 8番 高橋 正
会長職務代理 1番 岡部 公史
副会長 2番 網野 和夫
3番 木田 好美、5番 佐藤 稔、
6番 守屋 光泰、7番 小俣 幸市、
11番 高橋 範朗、12番 小俣 億学
13番 石井 太郎、14番 富澤 太郎

(推進委員13名)
細川 正一、小田 廣幸、大庭 正廣、中村 誠
大神田 眞、不動田 典、平本 美好、原田 芳仁
小俣 和利、山下 雅一、上原 千歳、
高橋 純一、白鳥 孝雄
5. 欠席委員 (農業委員3名)
4番 古家 勝夫、9番 山崎 範夫、10番 奈良 壽弘
(推進委員1名)
上條 政教
6. 議事日程 第1. 議長選出
第2. 議事録署名委員の指名
第3. 農地法に基づく許可案件の審議
第4. その他
7. 出席した農業委員会事務局職員
農業委員会担当 臼井 藍

8. 会議の内容

事務局 お疲れ様です。それでは、ただ今より令和7年2月農業委員会総会を始めます。次第に沿って進めさせていただきます。では開会にあたり開会の挨拶を岡部公史会長職務代理よりお願いいたします。

岡部公史会長 職務代理 ただ今より2月の総会を始めます。それでは、皆様ご起立をお願いします。

全員 ～互礼～ よろしくをお願いします。

事務局 開会宣言。本日の農業委員さんの出席数は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
続いて会長挨拶、高橋会長お願いいたします。

高橋会長 ～挨拶～

事務局 ありがとうございます。

～議長選出～

議長 会議規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事進行がスムーズに進められますよう皆様方のご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、1番岡部公史委員と、12番小俣億学委員をお願いいたします。

それでは議題に移ります。本日の案件は農地法第3条の規定による許可申請が2件、農地法第4条の規定による許可申請が1件、農地法第5条の規定による許可申請が4件、競・公売買受適格証明願（農地法第5条申請扱い）が1件、非農地通知の発出が1件となっております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ～議案説明～

議長 ありがとうございます。

それでは、農地法第3条の規定による許可申請1件目は巖地区になります。説明を担当の不動田さん、お願いします。

説明委員

地区担当の不動田です。農地法第3条の所有権移転の申請があり、現地調査を行ってきましたので報告します。2月17日14時45分から行いました。立会人は申請代理人の[]、農業委員会から高橋会長、網野副会長、事務局から瀧森リーダーと臼井さんと私の6人です。場所は資料の2ページになります。申請場所は[]にあります。申請譲渡人は[]。申請地は[]で面積は[]m²です。写真は3ページになります。地目は畑で現況も畑として利用されています。譲受人は[]で経営面積は[]m²。夏野菜を栽培していくとの申請内容です。この申請、問題ないと思いますので審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については可決されました。

次に、農地法第3条の規定による許可申請2件目は桐原地区になります。説明を担当の高橋さん、お願いします。

説明委員

地区担当 高橋です。2月17日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。立会いは申請譲渡人である[]、農業委員から高橋会長、石井委員、事務局から瀧森リーダーと臼井さんで行なってきました。場所は地図4ページをご覧ください。桐原地区の[]が申請地です。譲渡人は[]で[]の際に譲受人、[]さんの農地を道として提供してもらいました。その等価交換として[]が所有する同じ面積の農地を[]さんに譲渡する、というのが今回の申請です。[]さんは申請地のすぐ隣に自宅があり、耕作するには好条件

です。所有の農地面積は [REDACTED] m²ありますが、山の農地など耕作ができない場所も含まれており、実際に耕作を行っている面積は [REDACTED] m²です。耕作に必要な農機具も揃っておりますので、この申請はなんら問題無いと思われませんが、ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については可決されました。

次に、農地法第4条の規定による許可申請1件目は島田地区になります。説明を平本さん、お願いします。

説明委員

地区担当の平本です。2月17日に現地調査を行いましたので調査結果を報告します。立会人は申請人代理、[REDACTED]さん、農業委員会から高橋会長、島田地区農業委員佐藤さん、及び市の担当者で行ってきました。場所は資料の7ページをご覧ください。島田の [REDACTED]

[REDACTED] 位置です。申請人は昭和57年に相続にて用地を取得しました。相続時にはすでに駐車場として利用しておりました。申請人の亡父が農地法について十分に理解していなかったため、許可を得ず昭和50年頃より駐車場として利用していたとことです。申請人は深く反省した始末書が添付されています。隣接する農地からは同意書が添付されています。住宅に囲まれた用地であるため問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については可決されました。
次に、農地法第5条の規定による許可申請1件目は秋山地区になります。担当の小俣さん、説明をお願いします。

説明委員 地区担当の小俣です。2月19日に現地調査に行ってきたので調査結果を報告します。立会いは申請人の[]さん、農業委員の網野副会長、守屋委員、事務局の2名で行なってきました。場所は地図の10ページをご覧ください。[]が申請地です。自宅に隣接する土地で、2021年に浄化槽を設置して利用しています。そのため始末書が添付されています。今後このようなことがないように反省しております。以上について問題ないと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議 全員挙手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
続いて、農地法第5条の規定による許可申請2件目も秋山地区になります。担当の原田さん、説明をお願いします。

説明委員 地区担当の原田です。2月18日に現地調査を行いましたので調査結果を報告します。立会人として申請譲受人の[]さん、農業委員会から高橋会長、地区委員の小俣さん、事務局から瀧森リーダーと臼井さんと私の計6人で実施しました。
申請地は[]の[]筆です。場所は[]場所になります。現況すでに駐車場として利用している状態です。申請譲受人の[]さんは映像クリエイターの仕事をしており、申請地と隣接している物件を約10年前から住居兼スタジオとして貸借して利用しています。
譲渡人の[]さんから土地を購入することになり手続きしている中でここが農地であることが判明し、今回の申請に至ったそうです。[]さんの父が昭和29年に土砂を入れ現状のように農地ではない利用をしています。そのため反省する旨の始末書が提出されて

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
次に、農地法第5条の規定による許可申請3件目は上野原地区になります。担当の上原さん、説明をお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

説明委員

地区担当の上原です。2月17日に現地調査を行いましたので調査結果を報告します。立会いは申請代理人の[]さん、農業委員会から高橋会長、小俣委員、事務局から瀧森リーダーと臼井主事です。資料は16, 17ページをご覧ください。申請地は[]
[]
[]になります。譲受人は[]
を進入路として、[]番地に個人住宅を建設する計画です。申請地周辺は近年一般住宅や集合住宅の建設が進んでいる地域であり、隣接する農地所有者全員からの同意書も添付されていることから特に問題のないものと考えます。以上報告します。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。
無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

審議

全員挙手

議長

賛成多数で、この議案については、可決されました。
続きまして、競・公売買受適格証明願（農地法第5条申請扱い）です。先月と同じ桐原井戸地区の案件になります。担当の高橋さん、報告をお願いします。

説明委員

桐原担当の高橋です。第5条申請扱いの競売の適格証明願いの申請になります。2月17日に現地調査を行いました結果を報告します。立会いは農業委員から高橋会長、石井太郎委員、推進委員の高橋、事務局から瀧森リーダーと臼井さんで行いました。
地図は19ページです。先月の説明しているので場所の説明は簡単にします。[]
[]場所です。
第2回目の入札が3月7日からとなります。物件の敷地[]㎡が地目畑ですが現況は宅地になっています。申請人の[]さんは[]
[]の居住しておりますが、老後は趣味のゴルフをしながらのんびり過ごしたいという希望からセカンドハウスとして物件を利用したいという内容の申請です。進入路については現在のスロープ部分を工事し、県道から入れるようにスロープを作り直す旨の計画書も提出されています。問題ないと思いますので審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

 無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

全員举手

賛成多数で、この議案については、可決されました。

次に、非農地通知の発出について1件目は桐原地区になります。担当の高橋さん説明をお願いします。

地区担当の高橋です。非農地通知の発出について、2月17日現地調査を行いましたので調査結果を報告します。立会いは申請人の[]さん、農業委員会から高橋会長、石井農業委員、推進委員の高橋、事務局から瀧森リーダーと臼井さんで行いました。資料は22ページになります。申請地は[]

になります。申請地は 筆で合計 m²になります。

まず [] は併せて [] 平米と狭く急斜面で農地に復元することが不可能だと思います。次に [] です。県道より [] し、 [] m程登ると [] があります。そこより山道に入り、 [] m登った山の尾根近くが申請地、 [] です。24 ページに写真がありますが完全に山林に囲まれています。 [] は [] を渡り、約 [] mほど入った場所になります。写真は 25 ページにあります。杉の木が植林されており、隣接地も山林化しております。以上 [] 筆とも申請者の先代が 50～60 年前に植林をした様で成木化しております。

すべて農振農用地ではなく、農地として復元することが困難である
 と思います。これらのことから非農地通知を出すことに問題ないと
 考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ただいまの報告内容につきまして何かご質問、ご意見等ございませんか。

無いようでしたら、この議案について、可決することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

全員举手

議長 賛成多数で、この議案については、可決されました。
次回総会日程について事務局お願いします。

事務局 ○次回総会日程：令和7年3月25日(火)

議長 その他に何かありますか。
無いようですので、以上で本日の審議案件は終了し、議長の任を解
かせていただきます。ありがとうございました。

網野副会長 以上をもちまして2月の総会を終わらせていただきます。閉会の挨拶
を網野和夫副会長よりお願いします。(網野和夫副会長挨拶)

全員 ～互礼～ お疲れ様でした。

以上は、この会議の内容を記録したものである。

令和7年2月28日

会議書記 白井 藍

議事録署名委員と共に記名押印す。

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印